

## 静岡県立農林環境専門職大学等総務委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部を円滑に運営するために設置する、静岡県立農林環境専門職大学等総務委員会(以下「委員会」という。)の組織その他必要な事項について定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 共同利用施設の管理及び運営に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 教職員の業務上の災害の原因並びに再発防止対策に関すること。
- (4) 教職員の安全並びに健康に関すること。
- (5) 教職員のメンタルヘルスの対策に関すること。
- (6) 実験、実習等に使用する化学薬品の管理及び調査に関すること。
- (7) 実験、実習等に伴って生ずる廃水その他廃棄物の排出に係わる環境管理及び運営に関すること。
- (8) 一般寄付金の募集、受入れ及び一般寄付金を財源とする事業の計画に関すること。
- (9) 中長期計画の作成、変更並びに事業推進に関すること。
- (10) 施設や備品の整備及び修繕の計画や実施に関すること。
- (11) その他委員会が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 生産環境経営学部の選定評議員のうちから評議会が選定する者1人
- (3) 学科長
- (4) 短期大学部の選定評議員のうちから評議会が選定する者1人
- (5) 研究推進委員長
- (6) 図書館長
- (7) 事務局長
- (8) 総務企画課長
- (9) 教務課長
- (10) 学生課長
- (11) その他学長が指名する者

### (委員の任期)

第4条 前条第11号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、事務局長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 第2条に定める所掌事務のうち専門の事項を処理するため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(評議会への報告)

第9条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに評議会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務企画課で行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。